

実践事例2 東広島市



公益財団法人東広島市教育文化振興事業団
多文化共生コーディネーター
間瀬 尹久（ませ いく）

1980年代後半より、東広島市内で日本語ボランティア活動にかかわる。東広島市内小・中学校にて中国帰国者子弟を対象とした日本語講師、広島 YMCA 日本語学校非常勤講師、公益財団法人ひろしま国際センター常勤日本語講師を経て、2010年より現職。

もともと地域の日本語ボランティアであったことから、公益財団法人ひろしま国際センターでは、日本語ボランティア支援事業を担当。現在、東広島市における日本語教室、多文化共生の推進を目指した活動などのコーディネートに携わる。

東広島市における多文化共生社会推進を目指した日本語教育事業

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団
 多文化共生コーディネーター 間瀬 尹久

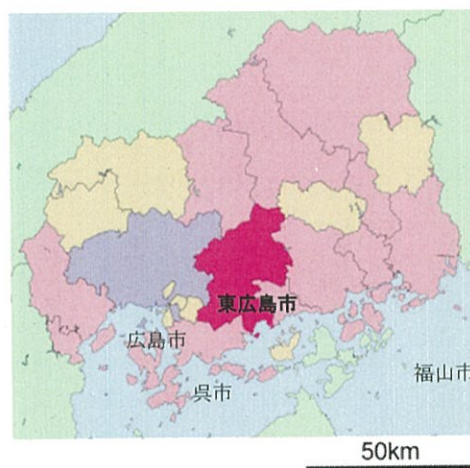
1 日本語教育事業実施の背景

(1) 地域の特徴

- 人口：183,993 人 うち外国人市民 4,574 人 (H26 年 6 月 30 日現在)

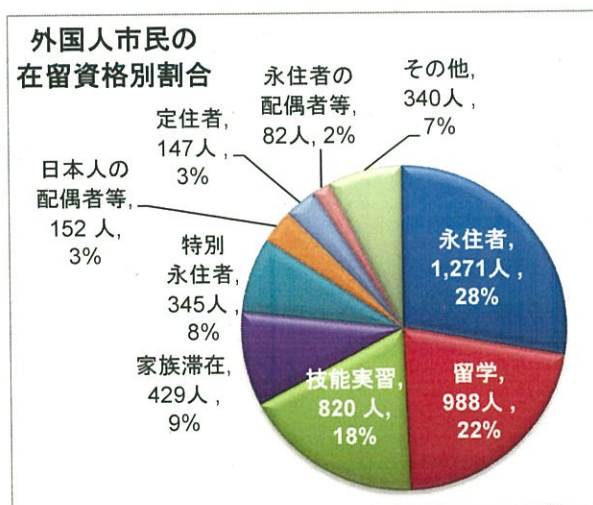
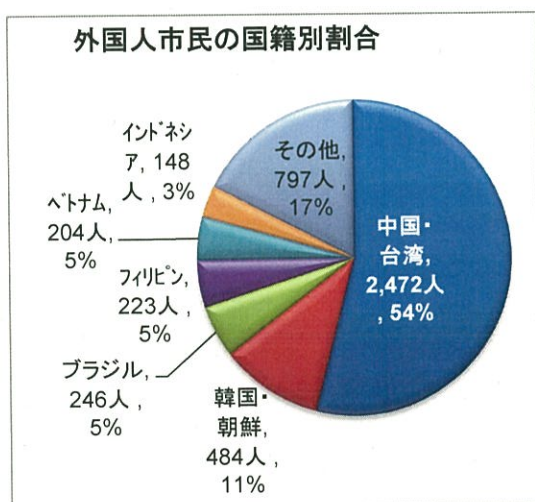
外国人市民の比率 ⇒ 2.48%

- 面積：635.32 km²(東京 23 区の面積 621 km²に匹敵)
- 学園都市…市内に 4 大学
- 産業：
 - ・市内に 17 の公的産業団地
 半導体メモリ、携帯電話機製造、自動車関連部品、
 特装造船、小電力水力発電機、風力発電機、精米機
 - ・酒造業…酒どころとして有名
 - ・農業：米作
 - ・漁業：カキ養殖



(2) 域内の外国人の状況

東広島市外国人市民の状況 (H26. 6.30 現在) 東広島市企画課提供



(3) 地方公共団体における外国人に対する施策の理念等

平成 20 年 第一次東広島市国際化推進プラン

平成 25 年 第二次東広島市国際化推進プラン (平成 25~29 年度) ※参考資料配布

「外国人市民の自立と社会参画を促進することにより、本市に住む全ての市民が相互理解のもと、個性と能力を最大限に発揮し、活力に満ちた地域を作り出していく社会の構築を目指す。」

(4) 日本語教育事業の位置付け

「第二次東広島市国際化推進プラン」 ※サービス対象ごとに施策を策定

1. 外国人市民に向けた施策

① 転入前の支援 ②生活開始時の支援 ③多言語相談 ④日本語学習

⑤移動 ⑥労働 ⑦保健・医療・福祉 ⑧子育て・教育 ⑨防災

⑩留学生支援 ⑪自立と地域社会への参画 ⑫サービスの存在周知

2. 受入住民に向けた施策

3. 共通する施策

4. 行政の国際化と体制整備

*ゴシック太字（青色）は重点施策。
 斜字は来年度以降に取り掛かる予定の施策

④ 日本語学習

i 日本語教室の充実

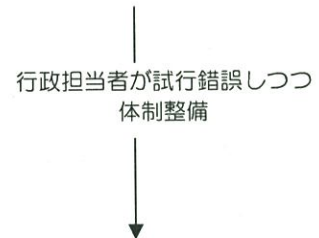
日本語教室では、コミュニケーション能力を身につけるとともに、日本の社会や文化についても理解を深め、地域で生活する上で必要となる知識も得られるような内容にしていく。これは、日本語教室が日本語学習のみならず、日本社会・地域社会に関する学習機会と交流の場としても有効であるため。

ii インターネットを活用した日本語学習

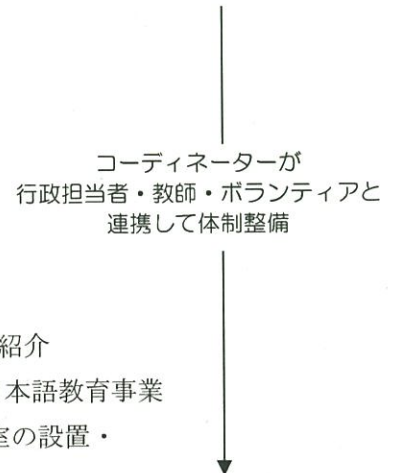
場所・時間等の問題から、日本語教室に参加できない外国人市民も 多いため、インターネットを利用して日本語学習ができる環境を整備する。大学連携や広域連携を活かして、安価でかつ本市の実情に即した内容にする。

2 地域日本語教育の体制整備に向けたこれまでの取組

- 1992年 日本語教室開催(教師が教える)
- 1993年 ボランティア講習会開催(年1,2回)
*「ボランティアが教える」
- 2002年 One-to-One にほんご(1対1で日本語サポート)開始
- 2004年 外国人日本語スピーチコンテスト開始
- 2010年 日本語教室コーディネーターの設置



- 2010年 交流型日本語教室の開催
教室担当者とのミーティング開始・テキスト作成
交流型日本語教室の設置
- 2011年 多文化共生コーディネーターの設置
ボランティア講習会(6回)
*「ボランティアは教えない」
- 2012年 ボランティア有志の会設置
- 2013年 教室コーディネーターの設置・FM放送を利用した外国人市民紹介
- 2014年 平成26年度文化庁委託「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
北部の中山間地域、南部の沿海地域における交流型日本語教室の設置・



漢字テキストの作成・ボランティア講習会

3 現在の地域課題と日本語教育事業

(1) 地域課題

- ① 東広島市は広い！ アクセスが悪く、教室に来ることができない外国人市民が存在する。
- ② さまざまなタイプ、ニーズの外国人市民がいる。ひとつのタイプの教室ではすべてのニーズに対応できない。
- ③ 外国人市民の存在は日本語を母語とする市民にあまり知られていない。外国人市民と地域の日本語母語話者とどうつないでいくか。
- ④ 外国人市民が市民サービスなどの情報を知らない。
- ⑤ 外国人市民からの情報を受け取ることが難しい。

(2) 事業の目標・目的（どのように地域課題を解決しようと考えているか）

平成 26 年度文化庁委託「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

事業名：「東広島市南部、北部における多文化共生社会推進を目指した日本語教育事業」

取組 1) 北部の中山間地域、南部の沿海地域での日本語教室の立ち上げ→課題①②④

目的：i 教室へのアクセスが悪い地域の住民に日本語学習の機会を提供する。

ii 生活するための情報提供。

iii 地域の住民同士の交流を促す。

目標：毎回、生活の質を高めるために必要な情報を多く取り上げ、学習者に提供する。

また、支援者にも何が彼らに必要な情報なのかを知らせ、役立つ情報とは何かに気づかせる。

☆ 開催にあたって、北部では中小企業組合、南部では漁業協同組合と連携。

取組 2) 漢字テキストの作成→課題④⑤

目的：特に非漢字圏出身の学習者の情報収集能力を高める。

外国人市民に日本語でのインターネット(電子メールを送るなど)の利用を促し、日本語母語話者に発信する能力を高める。

目標：非漢字圏の学習者が漢字になじめるよう、誰にでも使いやすい漢字テキストを作成する。

取組 3) ボランティア講習会→課題②③

目的：日本語ボランティアは、

i 多文化共生社会とはどんな社会かを知る。

ii 生活の質を上げるための日本語学習とは何かを知る。

iii 日本語ボランティアの役割を踏まえた上で、日本語支援の方法を知る。

目標：現在ボランティアをしていない人に講習会参加を働きかけ、各日本語活動に参加する日本語母語話者を増やす。

4 日本語教育事業の実施体制とコーディネーターの役割

(1) 日本語教育事業を実施する上で、必要となる人材

* 専門家・指導者・支援者＋行政の支援が必要

平成 26 年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
<事例報告 2 : 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団>

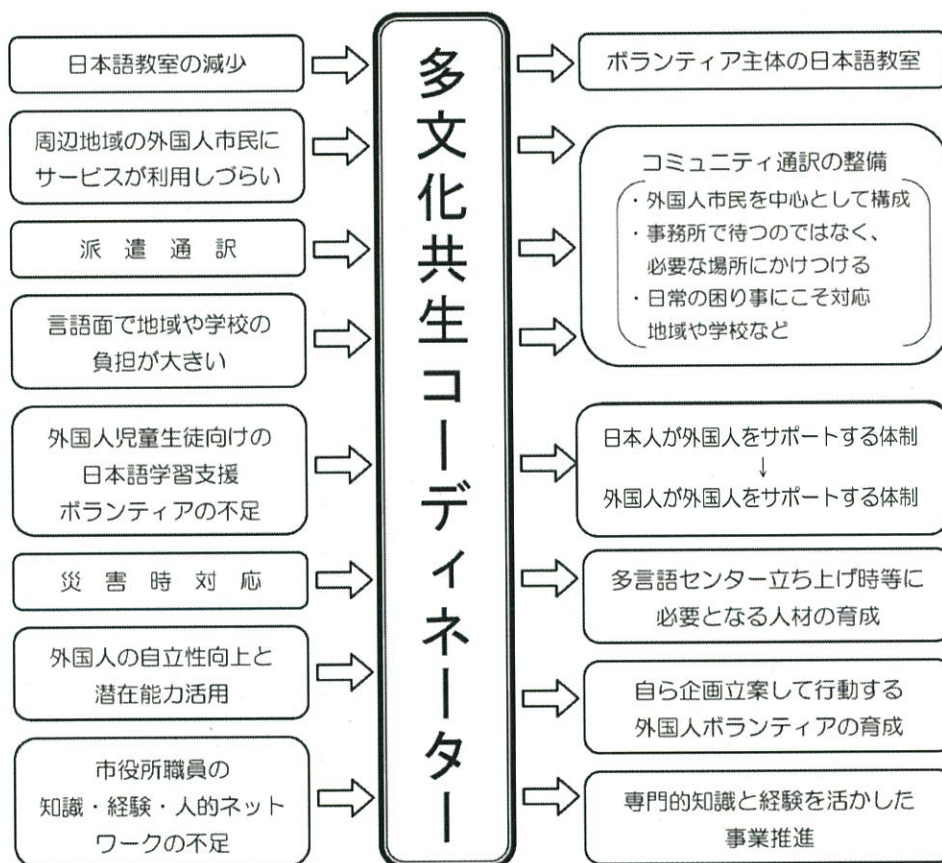
*それぞれをつなぐ人材＝コーディネーターが欠かせない。

(2) 多文化共生コーディネーターの定義・位置づけ

定義：多文化共生や日本語教育等の専門的知識と経験を有し、かつマルチリンガルとしての能力を有する人材。頻繁に所属の変わる一般職員とは別に専門的な見地から施策全体を考察する。

位置づけ：職員との役割分担を明確にした上で、国際化施策に係る企画立案、日本語教室のコーディネートとカリキュラム・教材開発、ボランティア育成等の事業実施の中心を担う。

* 東広島市が多文化共生コーディネーターに何を求めているか。



図は東広島市企画課提供

(3) 多文化共生コーディネーターの役割

① 外国人市民が地域住民として地域に根付くための方策を考え具体的行動をとる。

- ・ 地域で生活するための日本語教育のシステムを考える。
 専門家、指導者、支援者、行政の4者が協力できる関係づくりをする。
- ・ 外国語を母語とする人たちと日本語を母語とする人たちをつなぐ。
 外国人市民と地域の人々との関係づくりの糸口を作る。
- ・ 外国人市民が生活を支える組織と連携し、彼らの理解者を増やすとともに、外国人市民にも日本人の価値観、就労や勉学に対する考え方を伝える。

平成 26 年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
＜事例報告 2：公益財団法人東広島市教育文化振興事業団＞

- ・外国人市民の中から、多文化共生推進にかかわる人材を育成する。
 - ② 日本語を母語とする人たちに、多文化共生という考え方は外国人のためだけの施策ではないことをアピールする。
 - ・地域の高齢化、少子化に歯止めをかけるための外国人の存在の重要性を知らせる。
 - ex. 防災活動の担い手になる。
 - 多言語による相互補助のシステムが構築できる。
 - 多面的な思考ができる人材が存在する。
 - ・地域の国際化—海外にむけた地域情報の発信
- * **最終目標：多くの外国人人材を擁する多文化共生社会**



国際協力

東広島市鏡山にある、独立行政法人国際協力機構(JICA)中国国際センターでは、開発途上国から技術者や行政官などを受け入れ、専門分野の研修を行っています。平成25年度、東広島市は、「排水処理技術コース」「紛争影響国におけるガバナンス能力強化」「道路維持管理研修」「廃棄物管理コース」に協力しました。



JICA 海外ボランティアが市長表敬

東広島出身の隊員が出発前の抱負を語りました。
大田 真弓さん(ケニア/エイズ対策)

私費留学生奨学金支給事業

私費留学生3名に奨学金を1年間支給し、学生生活の支援を行っています。



都市間交流

東広島市は、国外の3つの都市と交流をしています。

マリリア市(ブラジル・サンパウロ州)

1980年11月2日に親善都市提携を締結

徳陽市(中国・四川省)

1993年10月14日に友好都市提携を締結

バージニアビーチ市(アメリカ・バージニア州)

1993年8月26日に友好交流の覚書を交わす

中国四川省徳陽市への定期友好訪問



国際交流

日本語スピーチコンテスト

外国人市民が、日本の文化や生活の中で感じたことについて日本語スピーチを披露します。(国際交流会東広島と共催)



新年交流会

もちつき、華道、着物の着付けなど、日本の伝統文化体験を通して交流します。このほか、ニュースポーツを通じての交流や、書道教室、7月には七夕茶会も開催しています。

盆踊りへの参加

国際交流ボランティアと一緒に外国人市民が地域の盆踊り大会へ参加。



問：(公財)東広島市教育文化振興事業団
TEL 082-424-3811

国際交流ボランティア

国際交流ボランティアを始めてみませんか？

国際交流イベントのお手伝いをしたり、外国人に日本文化や日本語を教えるボランティアを募集しています。市内在住の外国人の方も大歓迎です。

【登録分野】

※好きな分野を選べます

- ホストファミリー(ホームステイ・ホームビジット)
 - 翻訳・通訳
 - 文化紹介・指導
- イベント協力
- 日本語教育(日本語教師の資格・経験は不要です)

【登録方法】

本人による登録票の記入が必要です。下記の場所にて随時受け付けています。

【登録場所】

東広島市市民文化センター1階
(公財)東広島市教育文化振興事業団
TEL: 082-424-3811

【受付時間】

8:30-17:00 年中無休(年末年始等を除く)

東広島市国際化推進協議会とは

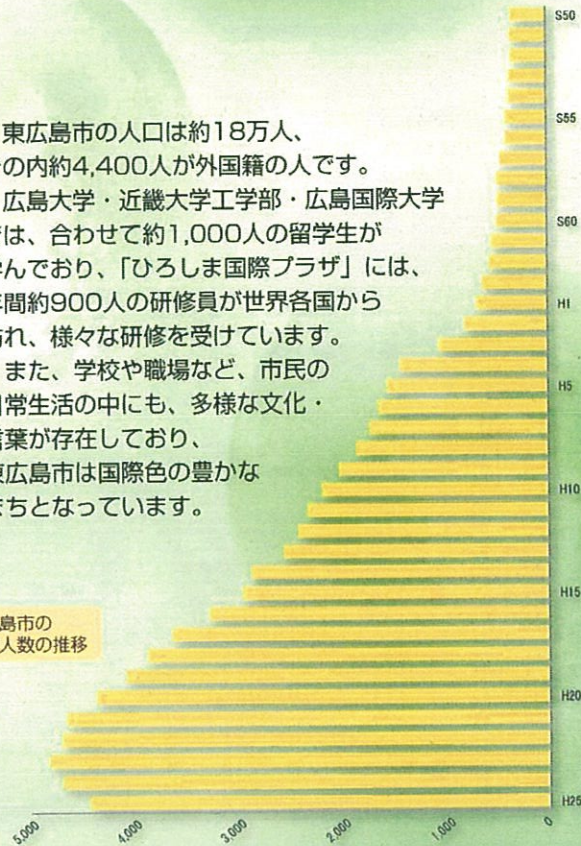
東広島市の国際化を進めるため、1987年(昭和62年)12月に設立された団体です。外国籍市民の生活支援や、市民の国際理解・交流の推進など、様々な事業を行っています。現在、教育機関・民間団体・企業・行政機関・個人の、合計29名で構成されています。学校や地域での国際交流活動への協力も行います。お気軽にご相談ください。

〈編集・発行〉東広島市国際化推進協議会
(事務局：市役所企画振興部企画課国際交流係) 2014年4月
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL: 082-420-0917 FAX: 082-422-1056

東広島市 国際化の取組み

東広島市の人口は約18万人、その内約4,400人が外国籍の人です。広島大学・近畿大学工学部・広島国際大学では、合わせて約1,000人の留学生が学んでおり、「ひろしま国際プラザ」には、年間約900人の研修員が世界各国から訪れ、様々な研修を受けています。また、学校や職場など、市民の日常生活の中にも、多様な文化・言葉が存在しており、東広島市は国際色の豊かなまちとなっています。

東広島市の外国人数の推移



コミュニケーションコーナー

外国語による相談（英語・中国語・ポルトガル語）や、インターネットの利用、海外の新聞・雑誌の閲覧ができます。



外国人生活相談窓口

生活上で困ったことがあれば、相談してください。
電話・窓口のどちらでも受け付けています。

相談電話：082-423-1922

言語	曜日	時間
英語	月・土	13:00～17:00
	火・水・金	9:00～17:00
	木	9:00～13:00
ポルトガル語	火・土	9:00～13:00
	金	13:00～17:00
中国語	月・火・金・土	9:00～13:00
	木	13:00～17:00

外国人法律相談

毎月第2水曜日*の午後1時から、弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳があります。1週間前までに予約が必要です。

*曜日が変更する場合があります。

予約受付：082-424-3811



住所：西条西本町28-6
東広島市市民文化センター
(サンスクエア東広島内)

外国語による情報提供

- 外国人のための生活ガイドブック
- 家庭ごみの出し方
- 外国人のための子育てガイドブック
- 東広島市観光ガイド
- 外国人のための市立小・中学校ガイドブック

などを市役所窓口で配布しています。



多言語広報紙「東広島」

(英語・中国語・ポルトガル語)

市役所市民課、支所・出張所、コミュニケーションコーナー、フジグラン、ゆめタウン、ジョージ、業務用食品スーパー、万惣、本永病院などで配布しています。
(注：系列店の場合、市内全店舗とは限りません)



外国人生活情報メール配信

(英語・中国語・ポルトガル語)

多言語広報紙「東広島」の抜粋（月1回）、日本の文化・習慣（不定期）、外国人に関する法律改正情報（不定期）などをパソコンまたは携帯のメールアドレスに配信します。登録は無料です。

外国人生活オリエンテーション

東広島市で新しく生活を開始する外国人市民を対象に、生活オリエンテーションサービスを無料で随時提供しています。生活ガイドブックなどの多言語情報セットを手渡し、行政サービスや日本の習慣などについて、マンツーマンで説明しています。

市役所ホームページの多言語化

「外国人市民支援事業」を多言語で作成し、情報提供を行っています。上記のガイドブックや多言語広報紙など、ダウンロードすることができます。

日本語学習支援

にほんごきょうしつ東広島

日時 毎週水曜日 10:00～12:00 (にほんご1・II・III)
毎週木曜日 19:30～21:00 (にほんご1・漢字)
毎週日曜日 10:00～12:00 (にほんご1・II・III)

回数 全15回

場所 東広島市市民文化センター2階 研修室

会費・教材費 1,000～1,580円です。

内容 日本語教師がカリキュラムに沿って、授業を行います。



にほんごわいわい

日時 毎週水曜日 19:00～21:00 (東広島市市民文化センター)
毎週金曜日 9:30～11:30 (東広島市市民文化センター)
毎週金曜日 18:00～19:30 (安芸津B&G海洋センター)
毎週日曜日 14:00～16:00 (黒瀬生涯学習センター)
毎週日曜日 10:00～12:00 (福富久地域センター)

会費 無料

内容 ボランティアとおしゃべりを通して、学習者の日本語習得をサポートします。



日本語自由学習クラス

日時 毎週土曜日 9:00～12:00
場所 東広島市市民文化センター2階 研修室1
内容 日本語学習者の方のため、自習ができる部屋を提供します。教材は各自で持参してください。

One-to-One にほんご

ボランティアと外国人が1対1で日本語で会話することにより、外国人の日本語習熟度を高めると同時に、相互の国際理解を深めます。



にほんごひろば U-18

NPOヤッチャルとの共催事業。外国人児童・生徒を対象に、日本語学習や教科書学習、社会見学を提供します。

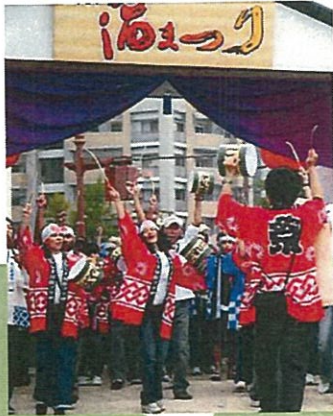


ボランティア研修会、講演会

ボランティアに登録している方や、ボランティアの日本語指導に興味がある方を対象として、研修会を開催しています。また、多文化共生に関する各種講演会も開催しています。



第二次東広島市国際化推進プランの概要



1. 策定の趣旨

本市には多くの外国人市民が在住しており、多様な言葉と文化を尊重したまちづくりが求められています。

第一次東広島市国際化推進プランは、外国人市民数が増加を続けることにより生じる環境に対応するため、「多文化共生」という新たな視点を取り入れ、「心豊かに安心して暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念として制定しました。

第二次東広島市国際化推進プランは、第一次プランの基本理念を踏まえつつ、国際学術研究都市としての素地を活かし、「外国人を日本人が支援するため」ではなく、「外国人市民の自己実現と地域の活性化を一致させる」という積極的視点を取り入れ、豊かな市民生活を実現し一人ひとりが輝く地域づくりを進めることを目指します。

2. 位置づけと計画期間

■計画の位置づけ

この計画は、「第四次東広島市総合計画」(2008(平成20)年2月)の個別計画として定めます。

■計画期間

5か年計画とし、2013(平成25)年～2017(平成29)年とします。

発行：東広島市 2013(平成25)年3月
編纂：東広島市企画振興部企画課

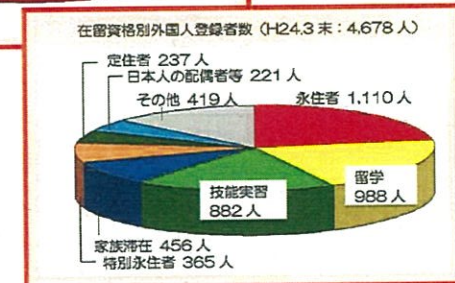
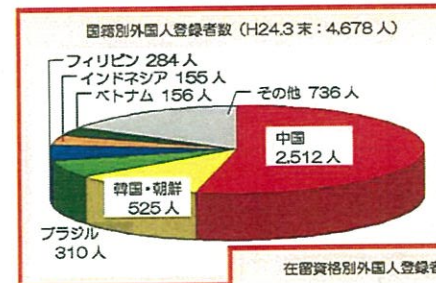
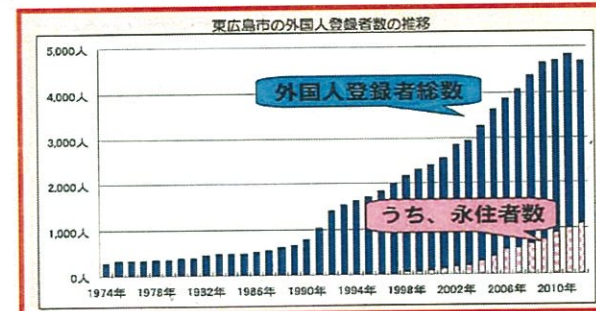


3 東広島市の国際化の現状

本市の特徴や社会状況の変化によって生じる課題を把握し、対応していく必要があります。

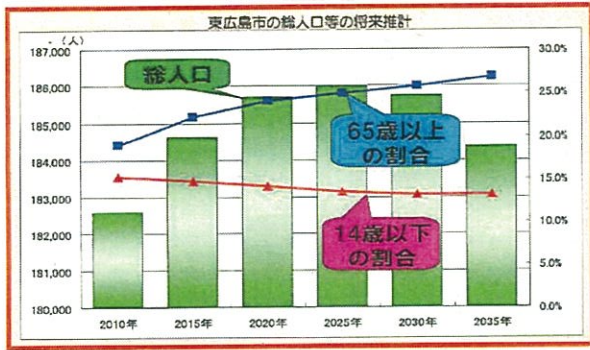
■外国人市民の特徴

- ◎総人口に占める割合 2.6% (県内第2位)、国籍数は 80 か国以上。
- ◎永住者・定住者など中長期滞在者が増加傾向。
- ◎外国人市民のうち、中国国籍の方が半数以上。
- ◎留学生が多い。(4大学が立地する学園都市であるため)
- ◎技能実習が多い。(産業都市であるため)



■取り巻く現状

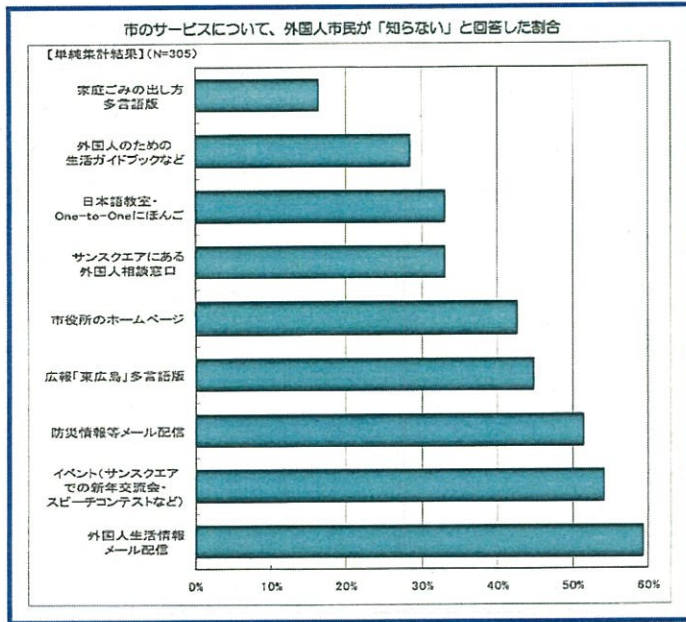
- ◎将来的に人口減少や少子高齢化が進行 → 地域の活力の低下を危惧。
- ◎外国人人口は増加、定住化の傾向。年齢構成も 20・30 代が多い。
 - 地域経済や地域活動の新たな担い手となることを期待。



4 第一次東広島市国際化推進プランの総括と課題

アンケートの結果では、市役所の外国人市民へのサービスについて66.6%の人が「いい」「まあまあ、いい」と回答しており、全体的には良好な結果であると総括します。

一方、サービスの周知度は必ずしも全体に情報が行き渡っているとは言えない状況にあり、プランを実施する上での大きな課題となっています。より多くの外国人市民へサービスの存在を周知し、外国人市民のサービス利用を促進する中で、満足度を高める必要があります。



5 基本理念

これからの東広島市が目指す多文化共生のまちづくりの基本理念を次のとおり掲げます。

みんなが つながる まちづくり

誰もが心豊かに暮らすことができるまちづくりを進めるために、地域に外国人市民が定着し活躍することが期待されます。

これを実現するため、本市が進めるべき多文化共生のまちづくりは、「外国人を支援するため」ではなく、「外国人市民の自己実現と地域の活性化を一致させる」視点に立つ必要があります。外国人市民の自立と社会参画を促進することで、本市に住む全ての市民が相互理解のもと、個性と能力を最大限に発揮し、活力に満ちた地域をつくり出していく社会の構築を目指します。

6 施策の方向性

■サービス対象ごとに施策を策定する

行政視点からの区分け(「国際交流」「国際協力」「生活支援」など)ではなく、サービスを提供する対象ごとに区分けし、それぞれで分析と事業計画を進めます。

- ① 外国人市民に向けた施策
- ② 受入住民に向けた施策
- ③ 共通する施策
- ④ 行政の国際化と体制整備

■ターゲットを明確にした分析を行う

外国人市民アンケートなどの分析にあたっては、「年齢」「使用言語」「在留資格」「在日期間」「居住地区」ごとに個別に分析することを基本とします。

■サポート者へのサポートを重視する

外国人市民を支援するだけでなく、同時に、外国人市民をサポートする人達をサポートすることを重視します。

■重点分野を明確にする

本プランが予定している5か年の期間中に、優先して実現すべき事業を「重点分野」と定め、中でも最大の課題である行政サービスの周知を「最重点分野」とします。

7 施策の展開 (① 外国人市民に向けた施策)

外国人が新たな市民として本市に住むことになった時から、住居の選定や子育て・教育、就職や税金の支払いなど、本市で暮らしていく上で必要になると想定される事象について、個別に分析して対応策を策定します。

(1) 転入前の支援	①生活情報の事前提供 ②居住支援のための情報提供	重点
(2) 生活開始時の支援	①外国人生活オリエンテーション ②個人別案内票の作成 ③生活ガイドブックの作成	重点 重点
(3) 多言語相談	①外国人相談窓口 ②交流団体との連携による多言語情報の提供	
(4) 日本語学習	①日本語教室の充実 ②インターネットを利用した日本語学習	
(5) 移動	①公共サイン・地図等の多言語化 ②交通ルールの周知	
(6) 労働	①就労支援 ②労働環境の改善	
(7) 保健・医療・福祉	①多言語対応に係る情報支援 ②通訳派遣システムの構築	重点
(8) 子育て・教育	①出産・保育時の支援 ②就学時の支援 ③通訳派遣システムの構築 ④子ども向け日本語学習支援・不就学対応 ⑤高校進学への支援	重点 重点 重点
(9) 防災	①外国人市民への啓発 ②災害時対応のための体制整備	重点
(10) 留学生支援	①大学との連携による総合的な支援 ②留学生と地域を結ぶ交流事業	
(11) 自立と地域社会への参画	①外国人市民のネットワーク・自助組織との連携 ②外国人市民の地域社会への参画 ③外国人市民のボランティアへの参加 ④行政分野等における外国人市民の活力導入	重点 重点
(12) サービスの存在周知	①対象者への全戸配布による周知 ②多言語版広報の配布 ③市役所ホームページ等の多言語情報の充実	最重点 最重点

8 施策の展開 (② 受入住民に向けた施策)

多文化共生のまちづくりを進めるためには、既に地域に住んでいる日本人・外国人市民に向けた施策も重要になってきます。国際感覚豊かな人材の育成とともに、新しい市民を受け入れるための考え方や体制整備など、必要とされるものについて支援します。

(1) 多文化共生の雰囲気づくり	①国際交流・多文化共生をテーマとしたイベントの開催 ②国際理解を促進する取組み ③出前講座等の開催	
(2) 受入体制の整備	①ボランティア・中核的人材の育成・活用 ②企業・各種団体等への啓発・支援 ③市民主体の国際交流活動の促進	重点
(3) サポート情報等の提供	①支援団体等への情報周知	重点

9 施策の展開 (③ 共通する施策)

上記2つ(①外国人市民に向けた施策、②受入住民に向けた施策)には分類できない施策を「共通する施策」として区分します。多文化共生社会構築の気運醸成のための事業や国際交流活動の促進などがこれに含まれます。

(1) 交流機会の創出	①交流イベント等の開催 ②地域や支援団体等と外国人市民を結ぶ取組み ③各種団体間のネットワーク構築のための機会創出 ④都市間交流の充実	重点
(2) 国際協力の推進	①国際協力研修事業への協力 ②国際協力の意識醸成	
(3) 意見の集約	①市民意見の常時収集 ②外国人市民へのアンケート ③地域住民へのアンケート	

10 施策の展開 (④ 行政の国際化と体制整備)

言葉や文化・風習の違いにより、多くの外国人市民が特有の課題を抱えていますが、課題解決を図る上で、行政の役割は大変重要なものとなっています。市役所の庁内体制を整備し、国際化及び多文化共生のまちづくりを総合的に推進するとともに、各種団体とのネットワーク構築や、本市と同様の課題を抱える自治体との情報交換など広域的な連携を強め、行政の国際化を推進します。

(1) 庁内体制の整備	①東広島市行政国際化推進会議の運営 ②多文化共生コーディネーターの活用 ③庁内通訳体制の整備 ④職員啓発 ⑤翻訳に係るガイドラインの整備	重点 重点
(2) 市内連携	①東広島市国際化推進協議会の活性化 ②他機関の人材・施設の活用	
(3) 市外連携	①周辺市町との連携 ②外部組織・広域連携推進組織等との連携 ③広域連携人的ネットワークの活用 ④緊急時に備えた広域応援体制の整備	重点